

# 会 則

## 第1条 名称

本クラブは「横浜グリーンテニスクラブ」(以下「クラブ」といいます)と称します。

## 第2条 目的

クラブは、野庭開発株式会社(以下「会社」といいます)が経営するテニスコートを利用する会員相互の親睦を図り、もってテニスの普及発展に寄与することを目的とします。

## 第3条 会員資格の種類ならびに施設利用時間

1. 正会員 クラブの休日以外のコートを使用できます
  2. 家族会員 同上(正会員の同居家族に限ります)
  3. 平日会員 月曜日から金曜日まで使用できます  
(但し、祝日・振替休日・クラブの休日を除く)
  4. ミドル会員 クラブの休日以外のコートを使用できます
  5. ヤング会員 クラブの休日以外のコートを使用できます
  6. SAM会員 土曜、日曜日の9時から13時までコートを使用できます
- 利用時間は原則として午前9時から日没までとします。

## 第4条 入会手続き

入会希望者は別紙申込書に所定事項をご記入の上、入会金・保証金並びに3ヵ月分の会費を添えて、会社に提出し会員資格を取得してください。

## 第5条 入会金

入会金は会社の定める金額とし、いかなる場合にも返還いたしません。

## 第6条 保証金

保証金は会社の定める金額とし、無利息にて会社がお預かりいたします。

なお、退会または死亡により会員資格を喪失されたときは、ご請求により返還いたします。

## 第7条 保証金預り証

会員が預り証を紛失または盗難されたことにより生ずる一切の損害は会員個々において負担し、会社は一切責任を負いません。

## 第8条 会費

会費は会社が定める金額とし、3ヵ月分の前納とします。なお、会社が定める使用料を別途徴収することが出来ます。

## 第9条 会員資格期間

会員資格の存続期間は、会員資格を取得してから満5年、2年、1年の3種類とします。なお、期間の変更もあり得ます。

なお、期間が経過し引き続き会員の資格を継続したい方は、会社の承認を得て入会金および会費を改めて納入しなければなりません。

#### 第10条 会員資格の譲渡禁止

会員は第三者に対し、会員資格を譲渡することは出来ません。

#### 第11条 会員資格の喪失

会員は次の場合はその資格を喪失します。

1. 家族会員は正会員がその資格を喪失したとき
2. 退会または除名されたとき
3. 死亡されたとき

#### 第12条 除名

会員は次の場合には除名されます（除名された場合には保証金の返還はしません）。

1. クラブ、会社の定める諸規則に違反し、その秩序を乱したとき。
2. クラブ、会社の名誉、信用を傷つけたとき。
3. 会費の支払いを3ヶ月以上怠ったとき。
4. その他会員としての品位を損なう非行のあったとき。

#### 第13条 休会

会員は、病気、転勤などのため施設を利用出来ない場合には、「休会6ヶ月」につき2か月分の会費、「休会1ヶ年」につき3ヶ月分の会費を納めて休会することが出来ます。

なお、休会開始後6ヶ月ならびに1年未満で復帰する場合は休会開始月にさかのぼって会費を納入することとします。また、休会中のビジターとしてのご利用は可能です。

#### 第14条 会員以外の施設利用

会社は会員の紹介により施設に余裕のあるときは、会員以外の方に施設を利用させることが出来ます。

但し会社の定める使用料を徴収します。

#### 第15条 クラブの休日

クラブの休日は毎週水曜日（当日祝日の場合は翌日を振替休日とします）と年末年始並びに夏期の一定期間とします。

#### 第16条 クラブの企画運営

クラブの企画運営は会社が行いますが、会社は必要に応じ会員を各種役員に選任することが出来ます。

#### 第17条 クラブの閉鎖

会社がクラブを閉鎖するときは6ヶ月前に予告し、保証金を無利息で返還するほか、無条件で施設を閉鎖し、クラブを解散することが出来ます。

（平成29年1月改定）

（平成29年9月改定）